

事務連絡
平成 25 年 2 月 25 日

各地方厚生局指導養成課
四国厚生支局健康福祉課 } 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室

実務者研修にかかる Q & A 集の送付について

実務者研修にかかる質問のうち、照会の多いものについて、別添のとおり Q & A
を作成しましたので、管内養成施設等へ周知いただきますようお願いいたします。

(本件照会先)

厚生労働省社会・援護局

福祉基盤課福祉人材確保対策室

マンパワー企画係 (内線 2849)

Tel : 03-5253-1111

通し番号	分類	質問	回答
1	教育内容	全国を対象に本部が通信課程を開講し、介護過程Ⅲや医療的ケアの面接授業を各県の支部や介護福祉士養成施設で行うことは可能か。また、この場合の申請先如何。	実務者研修の指定には450時間以上の教育内容が必要であるが、指定を受ける際にこれらの面接授業のみを各県にて実施することも可能である。 なお、本部以外で教育を行う場合にも、その都度教員や備品の要件を満たす必要があることに留意すること。 また、この場合の申請先は本部所在地を所管する各地方厚生(支)局に提出すれば、足りるものである。(通信主体の課程の場合に限る)
2	教育内容	実務者研修における合同授業(一つの実務者養成施設で複数の学級を有する場合に同時に授業を行うこと又は実務者養成施設の課程間において同時に授業を行うこと)の実施は可能か。	合同授業は一学級における定員数50人以下といった基準を遵守した上で、双方の授業運営等に支障を来さない場合限り、これを行って差し支えない。 ただし、この場合であっても、それぞれの実務者養成施設で必要な専任教員数の確保が必要であること。
3	教育内容	平成24年1月12日付事務連絡「介護福祉士養成等における医療的ケア及び実務者研修に係るQ&A集の送付について」の実務者研修関係問4に記載されているスクールアワーの適用については、大学以外には認められないものか。	実務者研修として必要な「教育に含む事項」を全て含み、「到達目標」が達成される教育を行う場合には、大学以外においてもスクールアワーによるカリキュラムの編成を行うことも差し支えないこととする。
4	教員	実務者養成施設の通学課程の専任教員(教務に含む)が、同一施設内の通信主体の課程の実務者養成施設の専任教員(教務に含む)を兼務することは可能か。	原則は不可であるが、同一施設内に於いて実務者研修の通学課程と通信課程を実施する場合に、双方の業務に支障が生じない場合限り、例外として可能とする。
5	教員	実務者養成施設の昼間課程の専任教員(教務に含む)が、同一施設内の夜間課程の実務者養成施設の専任教員(教務に含む)を兼務することは可能か。	原則は不可であるが、同一施設内に於いて実務者研修の通学課程を実施する場合に、双方の業務に支障が生じない場合限り、例外として可能とする。
6	教員	介護過程Ⅲについて、教員要件を満たす者を外部から招へいして実施することは、可能と考えるがいかがか。	お見込みのとおり。
7	教員講習会	介護教員講習会で、「介護教育方法」「介護過程の展開方法」の2科目を学んできた者が、実務者研修教員講習会で「実務者研修の目的、評価方法」のみを受講し、介護教員講習会で実施者がこれらの科目について修了したことを証する書類を交付した場合に、実務者研修教員講習会を修了したとみなせるか。	実務者研修教員講習会実施者が、介護教員講習会の教育内容を評価し、当該科目を認定し、受講者が「実務者研修の目的、評価方法」を修了した場合には、実務者研修教員講習会修了者とみなし、実務者研修教員講習会実施者において、当該受講者に対して実務者研修教員講習会修了証を交付することも差し支えない。
8	教員講習会	実務者研修教員講習会の講師の経験がある者が、実務者研修教員講習会を受講する場合、一定時間数を履修したものと認定することができるかとされている。実務者研修教員講習会の講師として全ての科目を教えた者がおり、その者が実務者研修教員講習会を受講する場合に、全ての科目を履修したものと認定することがありうるが、その場合に修了証を交付することは可能か。	他の実務者研修教員講習会及び介護教員講習会の講師として1又は複数の科目を担当した経験を有するものであって、当該講師が実務者研修教員講習会を受講する場合にあっては、実務者研修教員講習会の実施者は、当該講師が担当した1又は複数の科目について、当該講師が当該科目を当該講習会において履修したものと認定することができるものであることとしているため、修了証を交付することが可能である。
9	教員講習会	実務者研修教員講習会と介護教員講習会は、「介護教育方法」「介護過程の展開方法」が共通している。 同一法人がこの2つの講習会を実施するに当たり、合併して同じ教室で同時に講習会を実施しても構わないか。	実務者研修教員講習会実施要領、介護教員講習会実施要領ともに、「講習会の実施者は、当該講習会の実施期間中専用利用できる教室を確保すること。」としているので、原則としてそれぞれが、専用利用できる教室を確保する必要がある。 なお、双方の運営に支障がない場合には、一部を合併して講習会を行うことも差し支えない。

通し番号	分類	質問	回答
10	修了認定	A実務者養成施設において、途中で履修していたところ、やむを得ず学習を中断し、その後、別のB実務者養成施設において残りの課程を履修し、修了した場合にも、B実務者養成施設の修了証の発行対象となるか。	A実務者養成施設において履修した科目については、生徒からの申請に基づき、A実務者養成施設のシラバス等により評価し、B実務者養成施設の学習内容に相当するものと認められる場合には、B実務者養成施設の履修に代えて、B実務者養成施設において修了証を発行して差し支えない。 なお、その場合に、B実務者養成施設において、A実務者養成施設の在籍月数を通算することも差し支えない。
11	修了認定	介護職員基礎研修等を途中で履修していたところ、やむを得ず学習を中断し、その後実務者養成施設に入所した場合、介護職員基礎研修等での学習は修了認定の対象となるか。	介護職員基礎研修業者等が科目ごとの修了を認められた場合には、学生等からの申請に基づき、介護職員基礎研修等の教育内容が当該実務者養成施設の教育内容に相当するものか確認し、当該養成施設における科目の履修に代えて差し支えないと実務者養成施設が判断すれば、修了認定を行うことも差し支えない。
12	修了認定	地域の団体等で実施されている研修であって、通信で行うものは、修了認定の対象となるか。	修了認定の対象となる地域の団体等で行う研修は、原則として通学により行われるものである。
13	設備・備品	指定申請にあたって既に指定済みの養成施設の場所を活用することは可能か。	双方の教育上支障がなければ、差し支えない。
14	その他	高等学校が実務者研修を行う場合に、どの省令、通知を見ればよいか。	高等学校が実務者研修を行う場合には、省令は「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」、通知は、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設定及び運営指針」による。
15	その他	実務者研修は、実務経験が無いと受講できないのか。	受講対象者に特段の制限は設けていないため、受講は可能である。
16	その他	実務者研修の設置計画書の提出期限は、設置日の9か月前までであり、指定申請書の提出期限は、開始日の6か月前までとされているが、この設置日と開始日の日付が異なっても差し支えないか。	差し支えない。なお、開始日については、事前に各地方厚生(支)局と相談をすること。
17	その他	実務者研修の設置計画書・指定申請書の「6 開講期間欄」について、設置計画書・指定申請書の提出段階では、開講期間が未定である場合にどのように記載したらよいか。	提出の段階で記載することが難しい場合は、未定として差し支えない。 ただし、実務者養成施設の希望とする開講期間(予定)を記載し、設置計画書を9か月前までに所管する各地方厚生(支)局へ提出すること。開講期間が決定した際には、指定を受ける前までに速やかに所管の各地方厚生(支)局担当者へ報告し、計画書等の必要書類の差支等について相談すること。その他、必要事項が生じた際には各地方厚生(支)局担当者へ相談すること。
18	その他	実務者研修修了者は、初任者研修等の科目を免除されるのか。 また、実務者研修の修了証をもって、訪問介護員として従事することは可能か。	可能である。 実務者研修修了者は、各都道府県の判断により、初任者研修等の全科目を免除することが可能であり、その場合には、実務者研修の修了証をもって訪問介護に従事する際の証明書としても差し支えない。 詳細は、老健局振興課長通知「介護職員初任者研修関係」を参照のこと。